

令和2年度滋賀県事務適正化(内部統制)評価報告について

1 位置づけ

- ・事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度について、令和2年度から導入し、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指している。
- ・本県においては、令和2年3月に策定した「滋賀県事務適正化推進方針(滋賀県の内部統制に関する方針)」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備および運用を行っている。
- ・今般、地方自治法第150条第4項に基づき、内部統制の整備状況および運用状況を評価した報告書を作成し、同条第5項および第6項に基づき、監査委員の審査意見を付けて議会に提出するもの。

2 評価対象期間および評価基準日

- (1) 評価対象期間 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
- (2) 評価基準日 令和3年3月31日

3 評価方法

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制の評価項目(6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応)ごとの全29項目)について確認を行い、それらを踏まえ、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

(2) 業務レベルの内部統制

各所属が自己評価を行った上で提出されたチェックシートに記載されている業務レベルの評価項目(共通の取組項目全73項目、所属独自の取組項目全697項目)について、次のアおよびイにより、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

ア 実施率に係る定量的な評価

業務レベルの評価項目のうち、チェック項目の実施率について、定量的な評価を実施した。

イ 事務処理誤りが発生した事務の評価

実際に事務処理誤りが発生した事務を対象として、発生所属における事務の改善状況およびチェック項目の適切性について、チェックシートによる書面調査を行った。

その上で、事務処理誤りが発生しやすいリスクおよび所属を抽出し、該当案件について、現地調査を実施するとともに、会計管理局管理課へ意見を求めた。

4 評価結果

区分	「整備上の不備」の有無		「運用上の不備」の有無		有効性の評価
		重大な不備の有無		重大な不備の有無	
全庁的な内部統制	なし	—	なし	—	⇒ 有効に整備・運用されている
業務レベルの内部統制	②あり	なし	①あり (136件)	③あり (15件)	⇒ 有効に運用されていない

「整備上の不備」
内部統制が存在しない、規定されている方針・手続きでは内部統制の目的を十分に果たすことができない、または規定されている方針・手続きが適切に適用されていない不備

「運用上の不備」
整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた不備

- ① チェックシートにおける事務処理誤りが発生した項目数について、
- ・ 共通の取組項目に係るもの 120 件
(公用車による事故 33 件、契約締結の遅延等 10 件、物品登録手続の懈怠等 10 件など)
 - ・ 所属独自の取組項目に係るもの 16 件
(手当の認定・支給誤り 4 件、現金収入の保管期間超過 3 件など)
- 計 136 件の「運用上の不備」を把握した。
- ② 契約締結の遅延等および物品登録手続の懈怠等に関する項目について、複数の所属において不適切な事務処理が発生していることから適切でないと判断し、「整備上の不備」を把握した。
- ③ 「運用上の不備」136 件のうち 15 件を運用上の重大な不備(※)に該当すると判断した。

※「重大な不備」の該当性については、次の観点から判断

- 1 県民または事業者の生命・身体・財産その他の権利に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 2 県に重大な損害が発生した、または発生すると予想される事案(公金の紛失等)
- 3 社会に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 4 監査委員による定期監査の指摘事項との均衡
 - ア 法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
 - イ 著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
 - ウ 前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるもの

5 内部統制の重大な不備の是正に関する事項

業務レベルの内部統制に係る運用上の重大な不備については、是正措置を講じ、既に適切な状況を回復している。また、再発防止策を徹底する。

6 監査委員の審査意見

「重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。
なお、内部統制制度が有効に機能するよう不断の見直しを行われたい。」

【参考】内部統制体制の整備・運用および評価・報告の流れ（概要）

